

IT-Guardians メール&ウェブサービス利用規約

2010年 4月 1日制定

2016年 4月 1日改定

コニカミノルタジャパン株式会社

第1章 総則

第 1 条 (目的並びに利用規約の適用)

第 2 条 (利用規約の変更)

第 3 条 (サービスの提供区域)

第 4 条 (サービスの種別)

第 5 条 (サービスの終了)

第2章 契約

第 6 条 (契約の単位)

第 7 条 (契約期間)

第 8 条 (サービスの提供条件)

第 9 条 (権利の譲渡等の制限)

第 10 条 (契約申込)

第 11 条 (初期登録並びに契約の成立)

第 12 条 (サービス内容の変更)

第 13 条 (契約者の名称等の変更)

第 14 条 (契約者の地位の承継)

第 15 条 (契約者が行う利用契約の解除)

第 16 条 (当社が行う利用契約の解除)

第3章 契約者の義務

第 17 条 (ソフトウェア等の管理)

第 18 条 (アカウント及びパスワードの管理)

第 19 条 (必要情報の提供)

第 20 条 (電子メールによる応答義務)

第 21 条 (技術基準の維持)

第 22 条 (禁止行為)

第4章 品質保証制度

第 23 条 (品質保証制度)

第5章 提供中止及び提供停止

第 24 条 (非常事態時の利用の制限)

第 25 条 (提供中止)

第 26 条 (提供停止)

第6章 料金等

第 27 条 (料金等)

第 28 条 (料金等の支払義務)

第 29 条 (料金等の計算方法)

第 30 条 (料金等の支払方法)

第 31 条 (割増金)

第 32 条 (延滞損害金)

第 33 条 (割増金等の支払方法)

第 34 条 (消費税)

第 35 条 (端数処理)

第 36 条 (集金代行の委託)

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 37 条 (ソフトウェアの著作権等)

第 38 条 (データ等の取り扱い)

第 39 条 (データの利用)

第 40 条 (データ・ソフトウェア等の消去)

第 41 条 (解約時のデータ・ソフトウェア等)

第8章 損害賠償

第 42 条 (責任の制限)

第 43 条 (免責)

第9章 雑則

第 44 条 (第三者利用)

第 45 条 (利用責任)

第 46 条 (守秘義務)

第 47 条 (管轄裁判所)

第 48 条 (準拠法)

第 49 条 (技術的条件)

第 50 条 (ウイルススキャンニング・サービス)

第 51 条 (反社会的勢力の排除)

付則

IT-Guardiansメール&ウェブサービス料金表

IT-Guardiansメール&ウェブサービスサービス仕様

品質保証と計算方法

IT-Guardiansメール&ウェブサービス利用規約

第1章 総則

第1条（目的並びに利用規約の適用）

コニカミノルタIT-Guardiansメール&ウェブサービス利用規約（以下、「利用規約」といいます）は、コニカミノルタジャパン株式会社（以下、「当社」といいます）が、本利用規約および当社所定の申込書に従い申し込まれた契約者（以下、「契約者」といいます）に対し、申込期間中日本国内における当社所定のサービス地域内において、以下に規定するIT-Guardiansメール&ウェブサービス（以下、「本サービス」といいます）を提供し、契約者はその対価を当社に支払うことを目的とします。なお当社指定の販売代理店（以下、「取次店」といいます）は、本サービスの申込を取り次ぐとともに、当社に代行して本サービスの対価を契約者に請求し、これを回収できるものとします。当社は、利用規約を定め、この利用規約に基づき本サービスを提供します。

第2条（利用規約の変更）

- 1 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
- 2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第4条（サービスの種別）

- 1 当社は、本サービスにおいて提供するサービスは以下のとおりとします。
 - (1) IT-Guardiansメール&ウェブ 月払い
 - (2) IT-Guardiansメール&ウェブ 年一括払い
- 2 当社は前項の各サービスおよびタイプに付随して、各サービスの料金表のとおりオプションサービスを提供しません。

第5条（サービスの終了）

- 1 当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。
- 2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第2章 契約

第6条（契約の単位）

- 1 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。
- 2 当社は、本利用規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本利用規約とともに特約を遵守するものとします。

第7条（契約期間）

本サービスの契約期間は第11条（初期登録並びに契約の成立）第1項に定める利用開始日の翌月（利用開始月）から起算して、1年以上とします。

第8条（サービスの提供条件）

当社は利用契約ごとに1つのIPアドレス、アカウント及びパスワードを定めます。

第9条（権利の譲渡等の制限）

- 1 契約者は、第三者が利用規約その他当社の定める制限事項を遵守することに同意する場合に限り、第三者に対して、本サービスを利用させることができます。
- 2 前項の場合、契約者は、第三者が本サービスを利用することについて、すべての責任を負うこととします。
- 3 前2項の場合を除き、契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承諾なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第10条（契約申込）

- 1 利用契約の申込（以下、「利用申込」といいます）をしようとする方は、利用規約を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法によりお申し込みいただきます。
- 2 前項の利用申込にあたり、別に当社が定める本人確認資料等を提出していただくことがあります。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第11条（初期登録並びに契約の成立）

- 1 当社が利用の申込を承諾した場合は、当社は次の初期登録作業を行うものとします。
 - (1) 利用契約ごとに1つのIPアドレス、アカウント及びパスワードの設定
 - (2) 当社CRMデータベースへの契約者及び利用サービスの登録
 - (3) 契約者が指定するコンピュータへのワンタイムリモートコントロール用HTMLファイルのインストール利用開始日は書面、その他の方法をもって通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。
- 2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込をした者が第26条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 本サービスの申込をした者が過去において第26条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
 - (3) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (4) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき
 - (5) 本サービスの申込をした者が第51条（反社会的勢力の排除）第1項に定義する反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
- 4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第12条（サービス内容の変更）

- 1 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。
- 2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
- 3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

第13条（契約者の名称等の変更）

- 1 契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。
 - (1) 氏名または名称

- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス

2 前項の届け出があったときは、契約者より当社に対しその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第14条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者である個人が死亡したとき利用契約は終了します。
- 2 契約者である法人において、合併または会社分割、事業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第15条（契約者が行う利用契約の解除）

- 1 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の7営業日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除日とされた日までの期間が7営業日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日の翌月の解除日に生じるものとします。
- 2 年一括払い料金の場合は、各サービスの料金表のとおりとします。

第16条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第26条（提供停止）第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
 - (2) 第26条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
 - (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が利用規約違反により契約を解除されたとき
- 2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第3章 契約者の義務

第17条（ソフトウェア等の管理）

- 1 契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。
 - (1) 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
 - (2) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
 - (3) ソフトウェアに利用に関し、第37条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して、当社に損害を与えた場合には、契約者は、当社に対し、損害を賠償するものとします。

第18条（アカウント及びパスワードの管理）

- 1 契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第19条（必要情報の提供）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第20条（電子メールによる応答義務）

1 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

第21条（技術基準の維持）

契約者は、第49条（技術的条件）に定める技術的条件を遵守するものとします。

第22条（禁止行為）

1 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかし、もしくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支

- (17) 障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為。
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラム
- (20) を本サービスを利用して使用し、もしくは第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (21) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (22) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (23) 他人のID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (24) その他、他人の法的利益を侵害し、または公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第26条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っている、当社が判断した場合、当社は、第26条(提供停止)に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 品質保証制度

第23条 (品質保証制度)

- 1 当社は、本サービスに対し、品質保証制度を定めるものとし、保証基準および減額内容は別紙の「品質保証と計算方法」の項に定めるものとします。
- 2 前項の規定は、第24条(非常事態時の利用の制限)および第26条(提供停止)の規定に該当する事由がある場合または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではない場合は適用しません。
- 3 契約者が本条に定める品質保証制度による減額の適用を受けるためには、当社の別途定める様式により、発生日から10営業日まで(以下、「申告期間」という。)に申告するものとします。また、申告期間を経過した場合には、減額の適用を受けることができないものとします。

第5章 提供中止及び提供停止

第24条 (非常事態時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第25条 (提供中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。
 - (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき

- (2) 当社または他の電気通信事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が
- (4) 行われていると疑われるとき。
- (5) 第24条(非常事態時の利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

第26条 (提供停止)

1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第3章に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
- (6) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (7) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6章 料金等

第27条 (料金等)

本サービスの料金は、各サービスの料金表のとおりとします。

第28条 (料金等の支払義務)

1 契約者は、第27条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第26条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。

3 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第29条 (料金等の計算方法)

- 1 (1)サービス料金は、第11条に定める利用開始日に基づき月額計算します。契約開始日は、利用開始日の翌月1日からとなります。
- (2)サービス利用終了時において、利用期間が1ヶ月に満たない月の本サービス料金についても、月額計算します。
- (3)年一括払い料金の場合は、各サービスの料金表のとおりとします。

2 契約期間が経過する前に利用契約が終了したとき、契約期間に対応する本サービスに係る料金の全額を契約解除の日から2週間以内一括して支払うものとします。

第30条（料金等の支払）

契約者は、第27条に定める各料金を当社若しくは取次店からの請求書受領後15日以内に、全額現金で支払うものとします。

第31条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第32条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年7%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第33条（割増金等の支払方法）

第31条（割増金）及び第32条（延滞損害金）の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第34条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法（平成6年法律第109号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第35条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第36条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第7章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第37条（ソフトウェアの著作権等）

1 契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下、「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第38条（データ等の取り扱い）

本サービスにおける当社のサーバーのデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第39条（データの利用）

本サービスにおいて、当社はサーバー設備の故障又は停止等の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータを確認し、または複写、複製することがあります。

第40条（データ・ソフトウェア等の消去）

1 当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又

は、第26条(提供停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

2 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第41条(解約時のデータ・ソフトウェア等)

第15条(契約者が行う利用契約の解除)または第16条(当社が行う利用契約の解除)により、サービスを解除された場合、サーバー内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第8章 損害賠償

第42条(責任の制限)

1 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。

第43条(免責)

第42条(責任の制限)の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第42条(責任の制限)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

第9章 雑則

第44条(第三者利用)

1 契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約第3章に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が本利用規約第3章に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することがあります。

第45条(利用責任)

1 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が

他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第46条（守秘義務）

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報を「IT-Guardiansメール&ウェブサービスお客さま情報保護方針」に基づき、利用、保管、管理するものとします。

第47条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第49条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙の各サービスの仕様のとおりとします。

第50条（ウイルススキャンニング・サービス）

当社は、別紙の各サービス仕様のとおり、ウイルススキャンニング・サービスを提供します。当社は3か月前の契約者に対する電子メールによる事前の予告をもって、ウイルススキャンニング・サービスの提供を中止あるいは終了することができるものとします。本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙の各サービス仕様のとおりとします。

第51条（反社会的勢力の排除）

1 契約者は、過去及び現在において、並びに将来にわたっても、自己、自己の役員及び従業員、実質的に自己の経営を支配または自己の経営に関与する者並びに自己の親会社及び子会社が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、並びに反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。

2 当社は、契約者が次の各号の一つにでも該当した場合には、催告その他の手続きを要せず直ちに利用契約を解除することができます。この場合、契約者は、契約が解除されたことにより被った損害の賠償を、当社に請求することはできないものとします。

- (1) 前項の表明、保証に違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
- (3) 利用契約に基づく取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき
- (4) 風説を流布し、偽計、威力を用いて当社の信用を毀損し、またはその業務を妨害したとき
- (5) その他前各号に準ずる行為をしたとき

3 契約者は、利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものでないことを、あらためてここに確認します。万一、利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものであることが判明した場合には、当社は、利用契約を直ちに解除することができます。この場合、契約者は、契約が解除されたことにより被った損害の賠償を、当社に請求することはできないものとします。

付則

この利用規約は、2010年 4月 1日から実施し、2016年 4月 1日改定いたしました。

IT-Guardiansメール&ウェブサービス月払い料金表（料金には消費税は含まれていません。）

1. 基本サービス

| 適用 | 初期料金 | 月額基本料金 | ディスク容量 |
|-------|---------|--------|---------|
| 1契約ごと | 20,000円 | 5,500円 | 400Gバイト |
| | | 4,500円 | 20Gバイト |

既に他のIT-GuardiansのITサポートサービス(ゴールドパック、シルバーパック、ブロンズパック、スタート10パック、スタート5パック、スタート3パック、リモートヘルプパック)に契約されている契約者の場合は以下の料金となります。尚、ITサポートサービスを解約され、メール&ウェブサービスを継続される場合には、以下の料金は適用されません。

| 適用 | 初期料金 | 月額基本料金 | ディスク容量 |
|-------|---------|--------|---------|
| 1契約ごと | 20,000円 | 4,500円 | 400Gバイト |
| | | 3,000円 | 20Gバイト |

2. オプションサービス

| サービス名 | 初期料金/設定料金 | 月額料金 |
|----------------------|---------------|-------|
| (1) SSL 設定手数料 | 12,500円/回 | ----- |
| (2) メールアドレス代行作成設定手数料 | 200円/1メールアドレス | ----- |
| (3) ウェブアカウント代行設定手数料 | 2,000円/アカウント | ----- |
| (4) ウェブコンテンツ調査・移行手数料 | 別途見積もり | ----- |
| (5) DNSアウトソーシングサービス | 2,000円 | 600円 |
| (6) 再発行手数料 | 2,000円/回 | ----- |

(1) SSL 設定手数料

- ・ SSLサーバー証明書の新規及び変更によるサーバーへの設定時と返却時に必要になる作業費用です。SSL証明書は別途ご用意ください。

(2) メールアドレス作成代行設定手数料

- ・ 契約者の指定する電子メールアドレスをホスティングサーバーのメールボックスに代行設定する作業です。

(3) ウェブアカウント作成代行設定手数料

- ・ 契約者のホームページサイトの保守をウェブ制作会社へ連絡する為に必要なウェブ特権ユーザーアカウントを代行設定する作業です。

(4) ウェブコンテンツ調査・移行手数料

- ・ 既にお持ちのウェブコンテンツ(ホームページ)を、IT-Guardians メール&ウェブサービスへ移行する事を当社へ依頼する際のオプションサービスです。作業の手数料はその都度、お見積りとなります。調査のみの場合においても、手数料が発生いたします。

尚、お客様のウェブコンテンツによっては、移行できない場合がありますので予めご了承ください。

例) 特殊なCGI/CMS/データベースの使用など

(5) DNSアウトソーシングサービス

- ・ 「DNSアウトソーシングサービス」は、DNSサーバーを契約者に代わり、当社側で運用するサービスです。当社のサーバー以外に任意のホスト名をゾーン内に記述したい場合などに利用できます。

※IT-Guardiansメール&ウェブサービスには標準のDNSサービスがありますので、通常の利用の際には必要

ありません。ゾーンやレコードの追加設定や特殊な設定を行う際にのみご利用ください。

(6) 再発行手数料

- ・ 開通通知紛失等により、開通通知の再発行をご希望の場合の事務手数料です。

3. 料金等の計算方法

- (1) 料金の締め日は毎月 20 日、契約の解除日は月末日となります。
- (2) 初期料金は、利用開始日が当該月の 20 日までの場合は当該月請求、当該月の 21 日以降であれば翌月請求となります。
- (3) 月額料金は、利用開始日の翌月からの請求となります。
- (4) 契約の解除の月の料金は、当該月の末日までの月額料金の額とします。
- (5) 月払いの場合でも、本サービスの契約期間は、利用開始月(利用開始日の翌月1日)から起算して、1 年以上となります。

IT-Guardiansメール&ウェブサービス年一括払い料金表 (料金には消費税は含まれていません。)

1. 基本サービス

| 適用 | 初期料金 | 年額基本料金 | ディスク容量 |
|-------|---------|---------|---------|
| 1契約ごと | 20,000円 | 60,500円 | 400Gバイト |
| | | 49,500円 | 20Gバイト |

既に他のIT-GuardiansのITサポートサービス(ゴールドパック、シルバーパック、ブロンズパック、スタート10パック、スタート5パック、リモートヘルプパック)に契約されている契約者の場合は以下の料金となります。尚、ITサポートサービスを解約され、メール&ウェブサービスを継続される場合には、以下の料金は適用されません。

| 適用 | 初期料金 | 年額基本料金 | ディスク容量 |
|-------|---------|---------|---------|
| 1契約ごと | 20,000円 | 44,000円 | 400Gバイト |
| | | 33,000円 | 20Gバイト |

2. オプションサービス

| サービス名 | 初期料金/設定料金 | 年額料金 |
|----------------------|---------------|--------|
| (1) SSL 設定手数料 | 12,500円/回 | ----- |
| (2) メールアドレス作成代行設定手数料 | 200円/1メールアドレス | ----- |
| (3) ウェブアカウント代行設定手数料 | 2,000円/アカウント | ----- |
| (4) ウェブコンテンツ調査・移行手数料 | 別途見積もり | ----- |
| (5) DNSアウトソーシングサービス | 2,000円 | 6,600円 |
| (6) 再発行手数料 | 2,000円/回 | ----- |

(1) SSL 設定手数料

- ・ SSL サーバー証明書の新規及び変更によるサーバーへの設定時と返却時に必要になる作業費用です。SSL証明書は別途ご用意ください。

(2) メールアドレス作成代行設定手数料

- ・ 契約者の指定する電子メールアドレスをホスティングサーバーのメールボックスに代行設定する作業です。

(3) ウェブアカウント作成代行設定手数料

- ・ 契約者のホームページサイトの保守をウェブ制作会社へ連絡する為に必要なアカウントを代行設定する作業です。

(4) ウェブコンテンツ調査・移行手数料

- ・ 既にお持ちのウェブコンテンツ(ホームページ)を、IT-Guardians メール&ウェブサービスへ移行する事を当社へ依頼する際のオプションサービスです。作業の手数料はその都度、お見積りとなります。調査のみの場合においても、手数料が発生いたします。

尚、お客様のウェブコンテンツによっては、移行できない場合がありますので予めご了承ください。

例) 特殊なCGI/CMS/データベースの使用など

(5) DNSアウトソーシングサービス

- ・ 「DNSアウトソーシングサービス」は、DNSサーバーを契約者に代わり、当社側で運用するサービスです。当社のサーバー以外に任意のホスト名をゾーン内に記述したい場合などに利用できます。

※IT-Guardiansメール&ウェブサービスには標準のDNSサービスがありますので、通常の利用の際には必要ありません。ゾーンやレコードの追加設定や特殊な設定を行う際にのみご利用ください。

(6) 再発行手数料

- ・ 開通通知紛失等により、開通通知の再発行をご希望の場合の事務手数料です。

3. 料金等の計算方法

(1) 契約期間は、利用開始月(利用開始日の翌月)を1か月目として12か月目の月末日までとなります。

(2) 契約を解除するときは、契約期間終了日の前月末日までに契約を更新しない旨、及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面、その他の方法をもって通知するものとします。通知しなかった場合には、契約期間はさらに1年自動的に延長されるものとします。

(3) 利用開始初年度の料金は、容量に応じた年額基本料金と初期料金の合計額とします。また、次年度以降は、容量に応じた年額基本料金とします。

(4) 12か月未満に解約をした場合でも、残存期間分の金額は返金しません。

IT-Guardians メール&ウェブサービス desknet' s-itg 料金表

- ・ desknet' s-itg ライセンス販売の新規お申込は 2014 年 12 月 31 日で終了いたしました。
- ・ desknet' s-itg ライセンス販売の追加お申込、および desknet' s-itg サポートサービスのお申込は 2015 年 12 月 31 日で終了いたします。
- ・ IT ヘルプデスクによる desknet' s-itg のサポートは 2016 年 12 月 31 日で終了いたします。

(オプションサービスです。本サービスはライセンス販売となり、月払い年一括払いサービスではありません。ライセンス料金は、初回のみを支払います。料金には消費税は含まれていません。)

desknet' s-itg は、イントラネット/インターネットを経由して、いつでもどこでも利用できる WEB グループウェアです。「スケジュール」「インフォメーション」「設備予約」「閲覧・レポート」「文書管理」「ワークフロー」等、全 23 機能を標準で提供し、PC ブラウザや携帯電話から利用できます。

●基本ユーザーライセンス

| ライセンス種類 | 標準価格 |
|-------------------------------------|-----------|
| 5 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~5 ユーザー迄) | 39,800 円 |
| 10 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~10 ユーザー迄) | 64,300 円 |
| 20 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~20 ユーザー迄) | 98,000 円 |
| 30 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~30 ユーザー迄) | 137,600 円 |
| 50 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~50 ユーザー迄) | 198,000 円 |
| 100 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~100 ユーザー迄) | 378,000 円 |
| 150 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~150 ユーザー迄) | 548,000 円 |
| 200 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~200 ユーザー迄) | 698,000 円 |
| 250 ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~250 ユーザー迄) | 848,000 円 |
| 無制限ユーザーライセンスキー (登録許諾数:0~無制限ユーザー) | 998,000 円 |
| 追加ユーザーライセンスキー (250 → 無制限ユーザーライセンス) | 150,000 円 |

備考

- ・ desknet' s-itg は、株式会社ネオジャパンの標準版 desknet' s Ver.7. 2を IT-Guardians メール&ウェブサービスでの利用を目的に改変したものです。これにより IT-Guardians メール&ウェブサービスユーザーは簡単なクリック操作でインストールが可能となります。
- ・ 標準版 desknet' s のオプション機能の CE-Sync、Palm-Sync、PDA 対応、with Ajax、with Flash オプションはご利用いただけません。(スマートフォンは対応オプションがございます)
- ・ 「文書管理」の自動取込(ファイル取込、メール取込)はご利用頂けません。
- ・ スケジュールにて、アラーム、予定通知機能はご利用頂けません。
- ・ ウェブメールにて、自動受信機能はご利用頂けません。
- ・ iCheck、S アプリ版もご利用頂けません。

●desknet' s-itg スマートフォンライセンス

スマートフォンライセンスは、基本ユーザーライセンスには含まないものとし、下記にて別途提供いたします。

| ライセンス種類 | 標準価格 |
|--------------------------------------|----------|
| desknet' s-itg スマートフォンライセンス 基本10ユーザー | 20,000 円 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| desknet's-itg スマートフォンライセンス 追加10ユーザー | 15,000 円 |
| desknet's-itg スマートフォンライセンス 無制限ユーザー | 530,000 円 |

※スマートフォン用モジュールを使用せず、スマートフォンのブラウザ機能で接続し表示、利用される場合は、PC接続と同等とみなし、上記料金は不要です。

●desknet's-itg サポートサービス

技術的なご質問や、証書の再発行、サーバーの変更による Key 再発行等にはサポートサービスの契約が必要です。

※初期ご購入時、1年間のサポートサービスは付いています。

| サポートサービス種類 | 標準価格 |
|-------------------------------------|-----------|
| desknet's-itg サポートサービス 5-15 ユーザー | 12,000 円 |
| desknet's-itg サポートサービス 20-45 ユーザー | 24,000 円 |
| desknet's-itg サポートサービス 50-95 ユーザー | 48,000 円 |
| desknet's-itg サポートサービス 100-145 ユーザー | 96,000 円 |
| desknet's-itg サポートサービス 150-195 ユーザー | 120,000 円 |
| desknet's-itg サポートサービス 200-無制限ユーザー | 180,000 円 |

※適用価格は所有されているユーザー総数により決定するものとし、一部のみの加入はできません。

●desknet's-itg 乗り換えライセンス(持ち込み/持ち出し)ライセンス

IT-Guardians メール&ウェブサービス上で動作している desknet's-itg を、Windows 等のサーバー用の desknet's スタンダード版に切り替えをご希望の場合、または Windows 等のサーバー用の desknet's スタンダード版を IT-Guardians メール&ウェブサービス上で動作している desknet's-itg に切り替えをご希望の場合、お使いの desknet's サポートサービスが有効である事に加え、別途、ユーザー数に応じた、持ち込みライセンス/持ち出しライセンスが必要です。

※価格には、データ移行や変換の費用は含んでおりません。

※持ち込み/持ち出し時点において、其々のサポートサービス契約が有効期間内である事がが必要です。

| ライセンス種類 | 標準価格 |
|--------------------------------------|-----------|
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 5 ユーザー | 13,200 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 10ユーザー | 21,200 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 20ユーザー | 33,000 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 30ユーザー | 45,800 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 50ユーザー | 66,000 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 100ユーザー | 125,400 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 150ユーザー | 181,500 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 200ユーザー | 231,000 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 250ユーザー | 280,500 円 |
| desknet's-itg 持ち込み/持ち出しライセンス 無制限ユーザー | 330,000 円 |

※計算例;65ユーザー時は 50+10+5 各ユーザーの価格の合計で計算します。

IT-Guardiansメール&ウェブサービスサービス仕様

1. 技術的条件

(1) IP アドレス

契約者は、契約期間中に限り、1 個のIP アドレスを本サービスにおいて使用することができます。

(2) ネームサーバー

契約者の都合により、正引きのネームサーバーを用意できない場合は、プライマリサーバー、セカンダリサーバー各1 については、当社の指定するサーバーを無償で提供します。ただし、この場合のネームサーバーに設定を行う内容は、本サービスで使用するドメイン名及びIP アドレスについての、当社指定のホスト名に限ります。逆引きのネームサーバー設定は当社ネームサーバーにて行います。

(3) 機能、性能の保証

各サービスに規定された役務は、結果を保証するものではなく、監視対象物件等の対象ソフトウェアが公知された範囲で、その機能、性能を、安定して得られるよう合理的かつ最善の作業を行うものとします。

(4) ソフトウェアの権利

本サービスで使用するソフトウェア(オープンソースコード・ソフトウェアを含む)については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

2. ウイルススキャンニング・サービス

(1) ウイルススキャンニング・サービス

当社は、ウイルススキャンニングを実施する事業者によって、本サービスの受信および送信メールに対するウイルスのスキャンニングを行います。ウイルススキャンニングを実施する当該事業者によってウイルス感染されたと判断されたメールは、受信者には送信されません。

(2)通知

メールがウイルス感染したと判断した場合は、契約者の判断により通知の有無および、当社が別途定める通知形態を選択できるものとします。

(3) 当社の免責

当社はウイルススキャンニング・サービスによって全てのウイルスに対応していることを保証しません。ウイルスと判断せず、ウイルスが通過した事によって発生する損害については、当社は一切の責任を負いません。ウイルススキャンニングを実施する事業者によってウイルス感染されたと判断された結果、メールが送信されないことによって起因する一切の損害については、当社は責任を負いません。

3. 詳細スペック

本サービスの公開ホームページ等の当社が別途定める方法により開示します。

品質保証と計算方法

(1) 保証基準

IT-Guardiansメール&ウェブサービスサーバーに対して、当社の監視システムよりHTTP およびHTTPS を利用してアクセスが出来るかどうかを測定し、毎月1 日から当該月末日までの稼働率が100%を下回る場合、以下のとおり減額するものとします。

(2) 減額する金額(月払い)

WWW サービス稼働率 金額

99.99%以上 100%未満 月額基本料金の5%

99.90%以上 99.99%未満 月額基本料金の10%

97.99%以上 99.90%未満 月額基本料金の25%

90.00%以上 97.99%未満 月額基本料金の50%

90.00%未満 月額基本料金の100%

(3) 減額する金額(年一括払い)

WWW サービス稼働率 金額

99.99%以上 100%未満 月額換算料金の5%

99.90%以上 99.99%未満 月額換算料金の10%

97.99%以上 99.90%未満 月額換算料金の25%

90.00%以上 97.99%未満 月額換算料金の50%

90.00%未満 月額換算料金の100%

(4) 計算方法

稼働率は、IT-Guardiansメール&ウェブサービスサーバーに対して、当社の監視システムよりHTTP およびHTTPS を利用してアクセスが出来なかった時間を1ヶ月単位で合計した累計障害時間と当該月の総稼働時間から、以下の式により算出するものとします。

WWW サービス稼働率[%] = (総稼働時間[分] - 累計障害時間[分]) / 総稼働時間[分] x 100